

新入学児童生徒学用品費(就学援助費)の入学前支給のお知らせ

令和8年度に小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で、1月末までに申請され、就学援助の要件に該当した場合、就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

■ 対象者 次の1～3すべての要件に該当する人(※特別な事情がある場合は要相談)

- 1 岩倉市に住民登録があり、入学前に岩倉市を転出する予定がない人
- 2 4月に岩倉市立の小・中学校、もしくは国立・県立の小・中学校に入学予定のお子さんがいる人
- 3 下表の「支給対象者の要件」のいずれかの項目に該当する人

■ 申請に必要なもの

- ① 就学援助費受給申請書 お子さん1人につき 1枚
申請書は、学校教育課でお渡しします。市のホームページからも印刷できます。
- ② 要件項目(該当事項)が確認できる書類(下表を参照)
- ③ 振込先口座がわかるものの写し(預金通帳等)

【支給対象者の要件】

要件項目(該当事項)	必要書類等
① 生活保護が停止または廃止された人	なし
② 市民税が非課税または減免された人	なし(※1)
③ 固定資産税が減免された人	減免通知書
④ 国民年金保険料が全額免除または国民健康保険税が減免された人	免除申請承認通知書の写し 減免通知書の写し
⑤ 児童扶養手当が支給された人(児童手当・特別児童扶養手当受給者は該当しません)	児童扶養手当証書の写し
⑥ 生活福祉資金による貸付を受けた人	貸付決定通知書の写し
⑦ ①～⑥に該当されない人で特別な事情で経済的に困りの人	なし(※1)(※2)

(※1) 令和7年1月2日以降に岩倉市へ転入した方は、令和7年1月1日現在の住民登録地で発行される課税証明書(現年度分)が、生計同一の世帯全員分必要です。

(※2) 認定基準の目安

世帯人数	家族構成例	総所得
2人	母(30代)、子(小学生)	200万円程度
3人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)	270万円程度
4人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)、子(幼児)	300万円程度

(裏面へつづく)

■申請期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)

■申請場所 岩倉市役所 6階 学校教育課（郵送可）

午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）

■支給時期等

支給時期：令和8年2月末予定

支給方法：申請書に記載の口座に振込みます。

支給金額：小学校入学予定のお子さん1人につき … 57,060円

中学校入学予定のお子さん1人につき … 63,000円

■注意事項

○3月31日以前に岩倉市から転出するなど、4月に対象の小・中学校へ入学しない可能性のある場合は、申請を行わないでください。

○新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請し、認定を受けられた方で、令和8年度就学援助制度(学校給食費等)を希望される方は、別途申請手続きが必要です。

○新入学児童生徒学用品費の入学前支給の審査基準は、令和7年度の基準となります。
令和8年度の就学援助制度では、令和8年度の審査基準を用いますので、審査結果が異なる場合があります。

○入学前支給を申請しない場合でも、令和8年度の就学援助を4月末までに申請し、認定された場合は、入学後に新入学児童生徒学用品費を受給することができます。

■生活保護受給者の方について

生活保護受給者の方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の手続きは必要ありません。

（問合先・郵送先）

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市役所 学校教育課

学校教育グループ 就学援助担当

電話 0587-38-5818（直通）